

教保体第 8 4 1 号
令和 6 年 8 月 1 4 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

学校施設の高所に取付けられた施設機器等の
維持管理について（通知）

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課ほかから、別添（写）のとおり通知がありました。

長野県内の中学校において、学校施設の高所に取付けられた設備機器が落下し、その下を歩行する生徒が頭を負傷する事故が発生しました。

つきましては、学校施設において法令等に基づく専門家による点検を適切に実施するとともに、学校施設の日常的な点検等において異常を発見した場合には専門家と相談する等、学校施設の維持管理の徹底を図るようお願いいたします。

また、学校施設において消費者事故等が発生した場合は、教育委員会担当課へ報告するようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下学校等への周知につきまして御配意くださるようお願いいたします。

担 当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 阿久津広真

電 話：0 4 8－8 3 0－6 9 6 4

Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp

学校施設の高所に取付けられた設備機器が落下し、その下を歩行する生徒が頭を負傷する事故が発生しました。ついては、学校施設において、安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。学校施設の維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報提供願います。



事 務 連 絡
令和6年7月24日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課
附属学校を置く各国立大学法人学校安全主管課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課
文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

学校施設の高所に取付けられた設備機器等の維持管理について

学校施設における適切な維持管理については、「既存学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（令和元年5月21日付け5文科施第33号）等において、繰り返しお願いしてきたところです。

去る6月に長野県内の中学校において、天井に固定してあった放送用スピーカーが落下し、その下を歩行していた生徒の頭部にぶつかり、負傷する事故が発生しました（別添1）。

ついては、文部科学省で作成した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成27年3月）、（追補版）（平成31年3月）」（別添2）及び「学校における安全点検要領（令和6年3月）」（別添3）等を参考として、学校施設について法令等に基づく専門家による点検を適切に実施するとともに、学校施設の日常的な点検等において異常を発見した場合には専門家と相談する等、学校施設の維持管理の徹底を図るようお願いします。

なお、消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められております。学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添4）を参照の上、文部科学省への情報通知にご協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は、事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、附属学校を置く国公立大学法人担当課においては附属の学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

（別添 1）長野県内の学校施設における事故概要

（別添 2）非構造部材ハンドブックの概要

（別添 3）学校施設の安全点検要領の概要

（別添 4）消費者事故等の通知について

（参考 1）

「学校施設における事故防止の留意点について」（平成 21 年 3 月）

…学校施設の設計・計画にあたり留意が必要な点について、事故防止に向けた関係者それぞれが果たすべき役割、事故種別ごとの事故防止の基本的な考え方、建物の部位ごとの具体的な留意事項等を記載。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/daijinkanbou/jikoboushihoukoku-zentai.pdf>

（参考 2）

「学校における安全点検要領」（令和 6 年 3 月）

…安全点検を行う際の視点や点検の方法、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介。なお、本要領には、別添 2 の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」のうち学校が行う点検内容を反映。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

【本件照会先】

（学校施設の維持管理について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111（内線 2292） E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（学校の安全教育及び安全管理について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線 2966） E-mail：anzen@mext.go.jp

長野県内の学校施設における事故概要

1. 事故発生の経緯

令和6年6月下旬、長野県内の公立中学校施設において、廊下の天井に設置されたスピーカーが落下し、生徒が負傷する事故が発生。

2. 事故の状況

- ・事故が発生した校舎は平成5年に完成したものであり、完成以降、スピーカー及び周囲の天井ボードに関わる改修工事等は実施していなかった。
- ・校舎の廊下の天井に設置された埋め込み式のスピーカー（約 900g）が突然落下し、下を歩行していた生徒の頭に当たり擦り傷を負った。
- ・スピーカーは落下後、1.6m程度の高さとケーブルにつながったまま宙ぶりの状態であった。



スピーカーが設置されていた天井



落下したスピーカー

大きさ：30cm× 30cm× 10cm（約 900g）

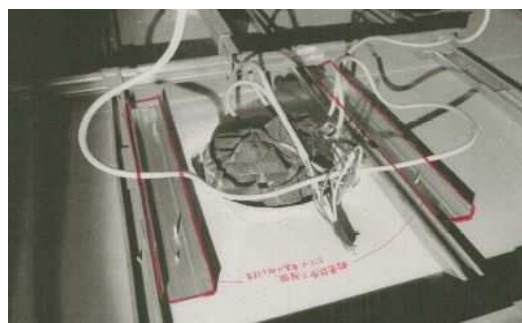
3. 推測される事故原因（教育委員会の見解）

スピーカーをビス止めで固定していた石膏ボードの老朽化により強度が不十分な状態になっており、スピーカーが落下したと考えられる。

4. 教育委員会の対応

事故の発生後、直ちに当該学校施設を含めた管内 16 校のスピーカー等の高所の設備機器の点検を実施した。

点検結果に基づき、当該校内のスピーカーは、追加の軽量鉄骨とビスで補強を行った。他の学校に対しては、今後、補強が必要なスピーカー等に必要な対策を実施することとしている。



補強されたスピーカー

（追加の軽量鉄骨とビスで固定）

ガイドブック

学校/教育委員会向け

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版・追補版)

地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために - 耐震点検の実施 -

○何を点検するの？

学校にある非構造部材について、錆やひび割れなどの劣化状況や、家具の使われ方などを点検します。

○いつ、誰が点検するの？

教育委員会と学校が役割分担しながら、学校管理職や教員等も定期や日常の安全点検を実施します。

○どうやって点検するの？

解説を参照しながら点検チェックリストを使って点検します。

※非構造部材とは・・・天井材や外壁（外装材）などの構造体（柱、梁、床など）と区別された部材

※追補版（平成31年3月）には、ブロック塀等の点検ポイントについても紹介しています。

ガイドブックのダウンロードはこちら →



主な非構造部材

天井材



照明器具



窓・ガラス



内外壁



地震による被害例

天井材



照明器具



窓・ガラス



内外壁



YouTube 動画

学校教職員向け

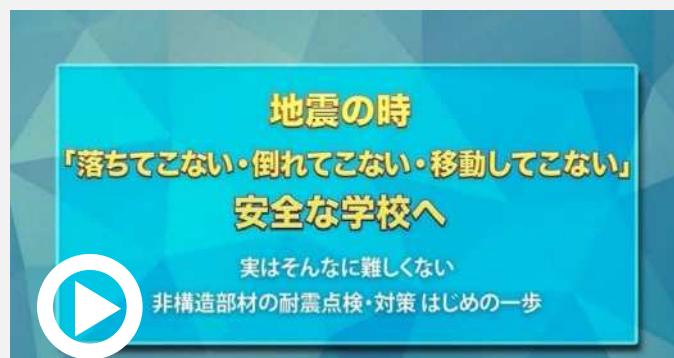
地震のとき「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な学校へ

実はそんなに難しくない非構造部材の耐震点検・対策 はじめの一步

学校にある非構造部材の耐震点検のうち、主に教職員向けの内容について解説した動画です。

ガイドブックを基に、非構造部材の危険性や点検の仕方について分かりやすくまとめているので、是非御覧下さい。

文部科学省の動画チャンネル
(MEXTch) で視聴できます



見て

学び

実践し

事故防止

学校における安全点検要領

安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、学校における事故を防止するため、学校及び学校の設置者等が連携して、質の高い実効性のある安全点検を行っていく参考となるよう作成したものです。

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより**事故発生のリスクを把握**し、定期的安全点検だけでなく、日常的安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの**安全点検を行う際の視点や点検の方法**、さらに、**専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用**、**教職員の負担軽減**も考慮した取組などを紹介しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、学校施設の維持管理を行う際などに、ご活用ください。

安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、「いつでも」、「どこでも」、「短時間」で、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践」できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新していきます。主に、以下の内容で構成されています。

安全点検実施の考え方
・点検体制、設置者との連携、専門家活用など
安全点検の種類と対象
・点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など
事故等情報の共有
・重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など
安全点検表等の活用
・編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介
安全点検の方法の解説
・場所、箇所ごとに具体的な点検方法を映像等で紹介
安全点検取組事例
・専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載

【ウェブトップページ・イメージ画面】



※トップページから見たい項目をクリックすると関連の画面が表示されます。

参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。



「安全点検要領」を活用した先生方からの声

【安全点検の視点（安全点検の方法の映像）】

○これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点が変わりやすい。

○安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。

【安全点検表】

○点検表では、どのようなところを見ればよいのか具体的に書かれている。

○点検表について、日常と定期で分けて整理してあり使いやすい。

○点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等できるのも良い。

○集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすくて良い。

【教職員の負担軽減】

○点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握しやすい。

○すでにデジタル化を進めているが、自動集計は楽で、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。

【専門家の活用】

○教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。

○デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。

【安全教育】

○事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。

○安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。



右のアドレス、QRコードから活用できます

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY

高所の設備機器

【点検時期】
定期

☑高所の設備機器に異常は見当たらないか。

【事故発生リスク】

- ・地震の揺れ等による**天井面の変形により、照明器具が脱落する危険がある。**
- ・高所に取り付けられているスピーカー等の放送機器やスクリーン等の映像機器は、**取付金物の腐食等により地震時等に脱落する危険がある。**

屋内運動場

- ・バスケットゴールは、**取付金物の腐食等があると**地震の衝撃等により支柱が外れ、**バスケットゴールごと床に脱落する危険がある。**
- ・屋内運動場等は大型の機器や器具が取り付けられているため脱落すると危険である。 など



※天吊りテレビの点検については機器の耐震対策を参照

■点検の視点

- 各教室や廊下、屋内運動場などの高所の設備機器（照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計、バスケットゴールなど）が**落ちそうになっていたり、機器の傾き、取付け金物の変形、腐食等の異常は見当たらないか**点検します。

高所の設備機器の点検方法【動画】



■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・高所の設備機器を目視により点検する。
※教室内のスクリーンやバスケットゴールなどは、使用時の異常等を日頃から共有し、学校の設置者を通じ、必要の点検を依頼する。
※バスケットゴールは落下防止策として、金属性のチェーンを取り付けている場合があるので、点検の際には、そのチェーンに腐食がないかも目視で確認する。



■対応

※重量のあるバスケットゴールなどの高所の設備や機器の取り付けの状態は、定期的に専門家等の点検をお願いしましょう。

- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。
- ・バスケットゴールは、万が一に備え、落下防止措置を講ずるなどの対策が必要です。
- ・使用していない高所の設備機器も点検し、場合によっては撤去する対応が必要であるため、学校の設置者に連絡しましょう。

機器の耐震対策

【点検時期】
日常・定期

- ☑キャスター付き台のストッパーがかかっているか。
- ☑機器の耐震対策は講じられているか。

【事故の発生リスク】

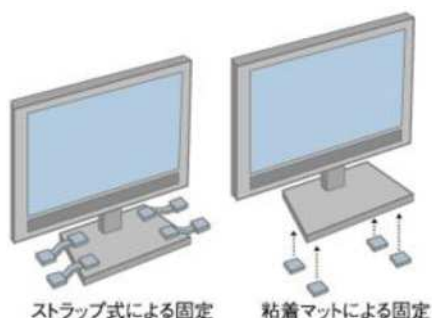
- ・キャスター付きのテレビ台、電子黒板、コピー機などは、地震時等に移動・転倒する危険がある。
- ・天吊りテレビをテレビ台に固定する取付ボルト等に緩みが認められる場合は、地震の揺れ等によりテレビがテレビ台から外れ、落下する危険がある。
- ・ブラウン管テレビは重量があり、また重心が前面にあるため、前方へ転倒する危険がある。
- ・薄型テレビも固定されていない場合、転倒する危険がある。
- ・グランドピアノは地震の揺れ等で横滑りする危険がある。（グランドピアノやアップライトピアノ脚部の転がり防止器具は小さな横揺れには効果があるが、縦揺れ等の大きな揺れでは脱輪が想定される。）
- ・アップライトピアノやオルガンは重心が後ろに寄っているため、後方へ転倒する危険がある。 など



天吊りテレビ

■点検の視点

- テレビやパソコン、電子黒板、ピアノ、キャスター付き台などの落下・移動・転倒防止対策を講じているか点検します。キャスター付き台のストッパーがかかっているかは、日常の点検が必要です。



※ピアノの耐震対策の例は、こちらを参照

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・キャスター付き台のストッパーがかかっているかを点検する。

【定期の安全点検】

- ・目視により、耐震対策の有無とその状態に異常が見られないかを点検する。
 - ※取付ボルトやベルトの緩み、固定器具の外れ、ピアノ脚部の転がり防止器具への固定を点検する。
 - ※行事等でピアノを移動した際も、脚部が転がり防止器具に固定する必要があることに留意する。

■対応

- ・危険箇所を使用禁止、立入禁止にするなどの応急措置をし、学校において対応可能な箇所については耐震対策を行うとともに、高所の機器等の対応については、学校設置者に連絡しましょう。
- ※地震時には、ピアノが動いたり、倒れたりする危険があるため、ピアノなどのそばに近寄らない指導が必要です。

消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年2 月 22 日付事務連絡)のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

○「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年 2 月 22 日付事務連絡)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt_stiiki-300000727_11.pdf

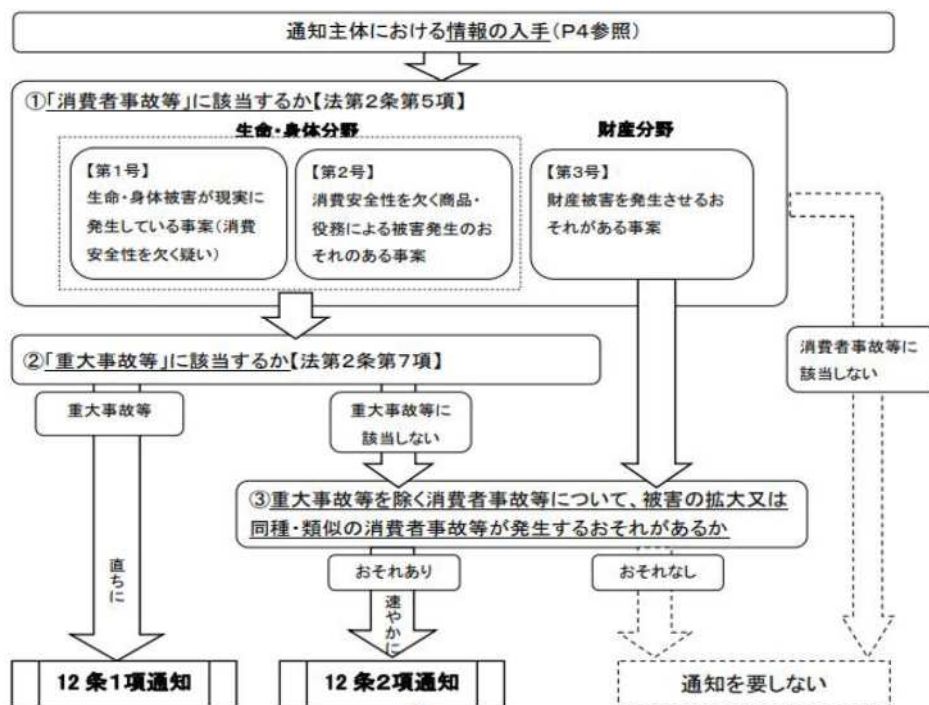
「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

○消費者事故等の通知の運用マニュアル

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるもの

⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。

②に該当する場合：法第12条第1項の規定に基づいて直ちに通知

③に該当する場合：法第12条第2項の規定に基づいて速やかに通知

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。

〔要件〕

要件1:事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2:政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実には発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : sangyo@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設（博物館を除く）における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時（学校体育、部活動利用時を除く）における事故等について)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : stiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室（施設係）

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : hourei@mext.go.jp



教保体第1829号
令和5年3月7日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

消費者事故等の報告について（通知）

標記の件につきまして、文部科学省大臣官房総務課他から、別添（写）のとおり依頼がありました。

つきましては、教育機関等の施設を利用中に事故や事態が発生した場合は消費者事故等に該当するかを確認し、かつ治療に30日以上を要する負傷・疾病等の重大事故等の場合は、別紙様式にて報告をお願いします。

なお、事故等に関してはこれまで通り、関係通知により御報告くださるようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知につきまして御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 事故等が発生した場合は、これまで通り報告する。
- 2 消費者事故等に該当し、かつ、重大事故等の場合は「文部科学省消費者事故等情報通知様式」を使用し追加で報告する。

【参考】市町村立小・中学校の場合

令和3年2月15日付け、教生指第571号

「児童生徒事故報告実施要領の一部改正について（通知）」

県立学校の場合

令和2年2月19日付け、教県第815号

「職員、児童生徒等の事故報告について（通知）」

担 当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 阿久津広真

電 話：048-830-6964

Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp



事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 22 日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
各都道府県・指定都市スポーツ主管課
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課
消費者庁消費者政策課
文部科学省大臣官房総務課
スポーツ庁健康スポーツ課

消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては、格別の御理解、御協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省（スポーツ庁）において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。

教育機関等における消費者事故等が発生した場合の通知については、平成 21 年 9 月 1 日付け等で周知（直近では同 29 年 6 月 2 日付けで再周知）しておりますが、当該再周知から約 5 年が経過し、文部科学省における組織改編が行われたこと等を踏まえ、改めて消費者事故等の通知に係る業務フローを整理しましたので、今後は別添のとおり御通知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市除く。）の担当課に本事務連絡を御周知いただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

（消費者庁）

身体・生命に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-9201（直通）

E-mail：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

財産に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者政策課 財産被害対策室

TEL：03-3507-9176（直通）

E-mail：i.syouhisya.zaisan@caa.go.jp

（文部科学省）

文部科学省大臣官房総務課 法令審議室審議第四係

TEL：03-6734-2156（直通）

E-mail：hourei@mext.go.jp

(スポーツ庁)

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL : 03-6734-2688 (直通)

E-mail : kensport@mext.go.jp

教育機関等における消費者事故等の通知方法

1. 消費者事故等の対象

別紙1「消費者安全法に関する通知制度の概要¹」のとおりです。

教育機関等の施設を利用中に「事故」や「事態」が発生した場合、別紙1を御参照の上、消費者事故等に該当するか、御確認いただきますようお願いいたします。また、具体的な消費者事故等の事例については、別紙2「消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁関係）」を御参照いただきますようお願いいたします。

2. 消費者事故等の通知様式

別紙3「消費者事故等情報通知様式」のとおりです。

3. 消費者事故等の情報通知先

別紙4「消費者事故等の情報通知先一覧」のとおりです。

教育委員会総務担当課や私立学校主管課、スポーツ施設主管課等におかれましては、教育機関等で死亡や負傷疾病に係る事故（事態）が発生した場合（教育機関等からの報告のほか、新聞等で把握した場合を含む。）には、教育機関等に対して、消費者事故等への該当性を御確認いただきますようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、従前どおり、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等を集約の上、御通知いただきますようお願いいたします。

4. その他

消費者事故等の通知²に当たりましては、次の資料も御参照いただきますようお願いいたします。

- (1) 消費者事故等の制度詳細：「消費者事故等の通知の運用マニュアル³」
- (2) 消費者安全法の解釈：「消費者安全法の解釈に関する考え方⁴」
- (3) 社会体育施設において消費者事故等が発生した場合：令和4年10月3日付事務連絡「消費者事故等の通知について⁵」

¹ 資料中①から③は消費者事故等のうち生命・身体の「安全分野」に関するものです。

² 次に掲げる消費者事故等については、別通知や別事務連絡により通知を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知を重ねて行う必要はありません。

- ・ 学校給食における食中毒
- ・ 幼稚園における事故
- ・ 国立学校法人附属幼稚園又は特別支援学校幼稚園における事故

³ 消費者庁ウェブサイト<URL>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_210105_02.pdf

⁴ 消費者庁ウェブサイト<URL>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/pdf/090901safety_8.pdf

⁵ 文部科学省ウェブサイト<URL>

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221003-spt_stiiki-300000727_1.pdf

消費者安全法に関する通知制度の概要①(消費者事故等の定義)

別紙1

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事故」が発生した場合、要件2・要件3を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、そのうち、「事故」とは、生命・身体被害が**現実**に発生している事案（消費者安全法第2条第5項第1号）をいいます。

要件1： 事業者が（注：営利目的や公共性の有無は問わない。国、地方公共団体、独立行政法人等を含む）

- 事業として供給する**商品・製品**
- 事業のために提供し若しくは利用に供する**物品・施設・工作物**
- 事業として若しくは事業のために提供する**役務**

を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故であって、

要件2： 政令で定める以下のいずれかの程度の被害が発生したもの

- **死亡事故**
- **治療に一日以上を要する負傷・疾病**
 - *通常医療施設における治療の必要がない程度（例：絆創膏を貼れば足りる程度）のものを除く
 - *医療施設において検査、診療を行ったが、特に治療は必要ないと判断された場合は除く
- **一酸化炭素中毒**

要件3： 商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが**明らかであるものを除く**

*消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことで生じた場合
→消費者事故には該当しない

*事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合
→消費者事故に該当する

消費者安全法に関する通知制度の概要②(消費者事故等の定義)

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事態」が発生した場合、要件2を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「**事態**」をいい、「**事態**」とは、生命・身体被害が**現実には発生していない事案**（消費者安全法第2条第5項第2号）をいいます。

要件1： 消費安全性を欠く商品等又は役務の**消費者による使用・利用が行われた事態**であって、

*およそ消費者による使用・利用が行われていない場合（事業者の倉庫内で腐敗）は消費者事故に該当しない

要件2： 商品または役務の使用等において、第1号に掲げる**事故が発生するおそれがあるもの**として政令で定める以下の要件のいずれかに該当するもの

- 商品等・役務が**安全基準に不適合**

*例えば、医薬品医療機器等法に基づく基準、住宅における机・アルミの使用基準が該当

- ＜飲食物以外の＞物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の**劣化**や、過熱・異常音等の**異常が生じた事態**

*例えば、使用中の遊具の支柱が折れた場合が該当

- ＜飲食物に＞腐敗・変敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の**異常が生じた事態**

*例えば、ガラス片が飲料に混入していた場合が該当

- 窒息その他生命・身体に対する**著しい危険が生じた事態**

*例えば、洗剤等の薬品を使用により有毒ガスが発生したが直ちに換気し被害が未発生の場合が該当

消費者安全法に関する通知制度の概要③(消費者事故等の定義)

事故や事態のうち重大なものは、「重大事故等」として、消費者事故等の中で区分されます。

消費者事故等のうち**重大事故等**は、次に掲げる「事故」、「事態」（消費者安全法第2条第7項第1号、第2号）をいいます。

○「事故」のうち、被害が重大であるものとして政令で定めるもの

- 死亡
- 治療に30日以上を要する負傷・疾病（*1）
- 内閣府令で定める程度の身体障害（*2）が残る負傷・疾病
- 一酸化炭素中毒

*1 治療に30日以上を要する負傷・疾病とは・・・

→ 基本的には医療機関の判断を尊重

→ 治療期間が30日以上となる可能性が高い場合は要通知（実際に30日を経過する必要はない）

*2 内閣府令で定める程度の身体障害とは・・・

→ 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって長期にわたり身体に存するもの など

○「事態」のうち、重大な生命・身体事故等が発生するおそれのあるものとして政令で定めるもの

- 安全基準不適合かつ、（飲食物以外の）物品・施設・工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に劣化が生じたこと
- 安全基準不適合かつ、飲食物に毒物・劇物等の含有・付着
- 窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
- 火災その他の著しく異常な事態が生じたこと

消費者安全法に関する通知制度の概要④(消費者事故等の通知)

消費者事故等については、重大事故等に該当する場合、「直ちに通知」する必要があります。

国の行政機関や地方公共団体に対して、消費者事故等の発生 の 情報 を 得 た と き に、内閣総理大臣（消費者庁）への事故情報の通知を義務付けるものです。

【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できるものになっていないという課題が指摘されたことを踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備（2009年）し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる。

○ 重大事故等の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要等を通知しなければならない。

（消費者安全法第12条第1項）

○ 消費者事故等（重大事故等を除く。）の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、（略）被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとする。

（消費者安全法第12条第2項）

消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁関係）

No.	発生場所	公表内容
1	小学校	小学校のプールにおいて、フラフープを用いた飛び込みの練習中、飛び込んだ生徒がプールの底に頭頂部をぶつけ、頸髄不全損傷等の重傷。【重大事故等】
2	小学校	小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2本の木製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送されたが、1名が死亡、1名が重傷。【重大事故等】
3	小学校	体育の授業でサッカーをしていた生徒がゴールポストの網にぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ、下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認された。【重大事故等】
4	小学校	給食中、当該パンを喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、意識不明の重体。その後、搬送先の病院で死亡した。【重大事故等 警察庁通知】
5	小学校	職員が体育館に設置された当該電動式舞台装置を収納する際に、ボタンを固定したままそばを離れたところ、壁と当該製品の間に児童の頸部が挟まり、救急搬送され、低酸素脳症（疑い）による重傷。【重大事故等 消防庁通知】
6	小学校	児童が小学校のブランコで遊んでいたところ、当該ブランコの鎖が外れて転落し、頭部打撲で救急搬送。【消防庁通知】
7	中学校	中学校の校舎に取り付けた縦どいが外壁から外れ、落下した一部が通行中の生徒に当たり右足の指を骨折。【重大事故等】
8	高校	高校のグラウンドにおいて、生徒が投げた陸上競技用のハンマーが他の生徒の頭に当たり、病院に搬送されたが死亡した。【重大事故等】
9	高校	高校の体育館に設置してある高鉄棒が倒れ、練習中の体操部員の顔を直撃し、頬陥没複雑骨折。【重大事故等】
10	高校	登山講習会に参加していた高校生と教員が雪崩に巻き込まれ、生徒7名と教員1名の計8名が死亡。【重大事故等】
11	高校	水泳の授業中、教諭がデッキブラシの柄で示した高さを越えて飛び込むように指示したところ、その指示に従いプールに飛び込んだ生徒が、頭部を水底に強打し、頸髄損傷等の重傷。【重大事故等】
12	高校	高校の体育館の照明器具が落下。
13	スタジアム ※公共施設	スタジアムにおいて、スポーツクライミングの競技中に選手が落下し、スポンジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。
14	武道場 ※公共施設	武道場において、練習会の設置作業中、後ろ向きにすり足で後退していたところ、床材の一部（木片）が足裏に刺さり、2針縫う負傷。
15	体育館 ※公共施設	公共施設（体育館）において、施設利用中に当該天井パネルが落下。【重大事故等】
16	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中に床に滑り込んだ際に、剥離した床材の一部が左太ももに刺さり、16針を縫合。【重大事故等】
17	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの試合中に転倒したところ、転倒時の衝撃で剥離した床材の一部（木片）が左太ももに刺さり、全治2週間の負傷。
18	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中にレシーブのため床に飛び込んだところ、床材の一部（木片）が腹部に刺さり、負傷。救急搬送先で木片を除去。
19	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの練習中に床に滑り込んだ際に剥離した床材の一部が右膝に刺さり、13針縫う負傷。
20	体育館 ※公共施設	体育館において、着座から後方へ引くように立ち上がったところ、床材の一部が臀部に刺さり、負傷。

文 部 科 学 省 消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。)

☐ 公益通報 ☐ 企業機密 ☐ 行政処分予定

2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。文部科学省で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体
(行政機関名等)



担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

② 通知日時 年 月 日 時 分頃 ➡ 第 報

3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表1参照。)

安全分野(生命・身体被害)

☐

重大事故等

☐

重大事故等以外

☐

財産被害分野(表示・取引)

4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。)

① 発生日時 年 月 日 時 分頃

② 発地域域 (都道府県等) (市町村)

5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を()に記入します。)

施設等の場所

☐

住宅

☐

店舗・
商業施設

☐

学校

☐

病院・福祉
施設

☐

公園

☐

道路

☐

公共施設

☐

海・山・川
等自然環境

☐

車内・機内
・船内

☐

その他 → ()

施設内の場所

☐

階段

☐

浴槽・
風呂場

☐

台所

☐

玄関

☐

居室

☐

洗面所

☐

ベランダ

☐

庭

☐

廊下

☐

昇降機
(エレベーター)

☐

エスカレーター

☐

動く歩道

☐

自動ドア

☐

回転扉

☐

その他 → ()

6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日および時間を記入します。)

情報を得た日時 年 月 日 時 分頃

7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を()に記入します。)

☐ 来所	☐ 電話	☐ F A X	☐ 文書 (手紙等含む)
☐ 電子メール	☐ その他 → ()		

8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。)

{	☐ 消費者	☐ 公益通報者	☐ 職権探知
	☐ 事業者 (製造)	☐ 事業者 (販売)	☐ 事業者 (同業他者等その他)
→	情報提供者の氏名 または事業者名	→	
	情報提供者の住所	→	
	情報提供者の電話番号	→	
			文部科学省及び 消費者庁からの 直接連絡 (可・不可)
☐	情報提供者不明・匿名		

9. 被害者 (負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は… ☐ 情報提供者自身 ☐ 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数 人

{	性別人数	男性	☐ 人	女性	☐ 人				
	年齢別人数	0歳以下	☐ 人	1歳以下	☐ 人	2歳以上 5歳未満	☐ 人	10歳未満	☐ 人
		10歳代	☐ 人	20歳代	☐ 人	30歳代	☐ 人	40歳代	☐ 人
		50歳代	☐ 人	60歳代	☐ 人	70歳代	☐ 人	80歳以上	☐ 人
{	職業別人数	給与生活者	☐ 人	自営業・ 自由業者	☐ 人	家事従事者	☐ 人	高校生以上 の学生	☐ 人
		中学生	☐ 人	小学生	☐ 人	保育幼稚園児	☐ 人	未就園児	☐ 人
		無職	☐ 人	その他	☐ 人	不明	☐ 人		

10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。)

① 事業者の属性

☐	製造業者・輸入業者	→	名称 ()
☐	販売業者等 (購入先・契約先)	→	名称 ()
☐	信用供与者 (信販、クレジット、リース等)	→	名称 ()
☐	工事業・修理業者	→	名称 ()
☐	その他	→	名称 ()

② 商品・役務名

③ 型式・ロット番号

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

☐

事故情報

☐

ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表2参照。)

☐

死亡

☐

負傷・疾病

☐

一酸化炭素中毒

☐

安全基準不適合

☐

飲食物の異常

☐

飲食物以外の異常

☐

窒息等の危険

☐

火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を()に記入します。)

☐

火災事故

☐

発煙・発火・過熱

☐

点火・燃焼・消火不良

☐

破裂

☐

ガス爆発

☐

ガス漏れ

☐

燃料・液漏れ等

☐

化学物質による危険

☐

漏電・電波等の障害

☐

製品破損

☐

部品脱落

☐

機能故障

☐

転落・転倒・不安定

☐

操作・使用性の欠落

☐

交通事故

☐

誤飲

☐

中毒事故

☐

異物の混入

☐

腐敗・変質

☐

その他 → ()

14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

☐

製品自体の不良

☐

表示又は取扱説明書の不備

☐

製品自体の不良

☐

表示の不備

☐

経年劣化

☐

業者の設置・施行不良

☐

業者の修理不良

☐

業者輸送中の取扱いの不備

☐

消費者の誤使用

☐

消費者の不注意

☐

消費者の設置・施行不良

☐

消費者の修理不良

☐

製品には起因しない偶発的事故

☐

その他

☐

原因不明

☐

調査中

☐

調査不能

原因調査機関 →

15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- | | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 食料品 | ☐ 家電製品 | ☐ 住居品 | ☐ 文具・娯楽用品 |
| ☐ 光熱水品 | ☐ 被服品 | ☐ 保健衛生品 | ☐ 車両・乗り物 |
| ☐ 建設・設備 | ☐ 保険・福祉サービス | | |
| ☐ その他 → (_____) | | | |

16. 被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を () に記入します。)

- | | | | |
|--|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 骨折 | ☐ 脱臼・捻挫 | ☐ 切断 | ☐ 擦過傷・挫傷・打撲傷 |
| ☐ 刺傷・切傷 | ☐ 頭蓋(内)損傷 | ☐ 内臓損傷 | ☐ 神経・脊髄の損傷 |
| ☐ 筋・腱の損傷 | ☐ 窒息 | ☐ 熱傷 | ☐ 凍傷 |
| ☐ 皮膚障害 | ☐ 感電障害 | ☐ 一酸化炭素中毒 | ☐ 食中毒 |
| ☐ その他の中毒 | ☐ 感覚機能の低下 | ☐ 呼吸器障害 | ☐ 消化器障害 |
| ☐ その他 → (_____) | | | |

17. 安全分野の事故等の態様(事故等の詳細)【必須】

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

(財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表3参照。)

- | | | | |
|---|--|--|--|
| ☐ 虚偽・誇大な
広告・表示 | ☐ 不実告知・
事実不告知 | ☐ 断定的判断の
提供 | ☐ 不退去・
退去妨害 |
| ☐ 消費者を欺き、
威迫し、困惑さ
せる | ☐ 事業者の損害賠
償責任等を免除
する契約条項 | ☐ 損害賠償請求の
制限違反 | ☐ キャンセル料の
制限違反 |
| ☐ 法によって無効
とされる契約条
項 | ☐ その他消費者の
利益を一方的に
害する契約条項 | ☐ 履行拒否・
履行遅延 | ☐ 違法景品 |
| ☐ 不招請勧誘 | ☐ 適合性原則違反 | ☐ 書面交付義務
違反 | ☐ 説明義務違反 |
| ☐ その他 → () | | | |

19. 財産被害分野の事故等の分野

(財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表4参照。)

- | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 商品 | ☐ 役務 | ☐ 先物 | ☐ 金融・投資 |
| ☐ 賃貸借 | ☐ 多重債務 | ☐ 架空請求 | ☐ 過量販売 |
| ☐ その他 → () | | | |

20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表5参照。)

- | | | | |
|--|--|--|---|
| ☐ 店舗購入 | ☐ 訪問販売 | ☐ キャッチ
セールス | ☐ アポイント
メントセールス |
| ☐ 通信販売 | ☐ インターネット
ショッピング | ☐ インターネット
オークション | ☐ テレビ
ショッピング |
| ☐ 電話勧誘販売 | ☐ マルチ・
マルチまがい | ☐ 業務提供誘因
販売 | ☐ 特定継続的
役務提供 |
| ☐ ネガティブ・
オプション | ☐ その他 → () | | |

21. 財産被害分野の事故等の態様（契約の成否）

(財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| ☐ 既に契約・申込した | ☐ まだ契約・申込していない | ☐ 不明 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|

22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表6参照。)

- | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------|---|---|
| ☐ 現金 | ☐ 自社割賦 | ☐ 包括信用購入
あっせん(クレ
ジットカード) | ☐ 個別信用購入
あっせん |
| ☐ 借金 | | | |
| ☐ その他 → () | | | |

(財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を()内に記入します。)

その他 {

 円 (_____)

--

 円 (_____)

--

 円 (_____)

☐ 被害金額は不明

(財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。)



25. 通知するとした判断理由（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（通知すると判断した理由について、自由に記載します。）

26. 関連事項（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（関連する事項があれば、自由に記載します。）

27. その他特記事項

（その他特記すべき事項について、自由に記載します。）